

平成20年3月21日
内閣府（防災担当）

「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備に関する検討会」（第4回）
議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成20年3月12日（水）16:00～18:00

場 所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：重川座長、杉山委員、田村委員、中埜委員、阿部オブザーバー、田中オブザーバー、城戸オブザーバー

篠原災害復旧・復興担当参事官、塩本参事官補佐、椎名参事官補佐

2. 議事概要

自治体向け配布資料としての「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について一事例と例示」（案）について事務局より説明を行い、ご議論いただいた。

自治体向け配布資料については、今回の議論を踏まえて年度内に修正を行った後、都道府県を通じて市町村に配布するとともに、内閣府のホームページ上でも公表することとされた。

<主な発言>

- 行政職員だけで被害認定業務に対応できる場合はよいが、行政職員だけでは不足する場合は、地元の建築団体に応援を求めるのも手であることを周知してはどうか。
- 建築士会は、全国組織として、災害時には協力することを決議している。また、活動のための資金も基金として保有している。被害認定調査に対しても、応援要請があれば協力できることになっている。
- 応急危険度判定のように被災市町村に費用負担がかからない形であればよいが、そうでない場合はなかなか難しい。
- アメリカでは、このような場合に専門家を一日公務員などに認定する仕組みがあるが、日本は制度的にそういうものがない。民間に委託する場合でも、調査する責任は市町村職員がもたざるを得ないことから、専門家は公務員とペアになって、補助員として専門的知見を支援することが現実的な対応ではないか。
- 調査の人の確保は非常に難しい部分である。専門家は技術的支援を行うということであれば、問題はないのではないかと思う。
- 事例と例示（案）の目次に「被害認定調査の実施1」と「被害認定調査の実施2」があるが、それぞれ何を意味しているのかがわかりにくい。また、災害規模等によっては、外観目視調査を行う際に内部立入調査を同時に行う場合もあるのではないか。
- 運用指針における調査（第1次判定、第2次判定等）と名称を合わせて整理してほしい。

- 班の人数については、各自治体において2人で一組だったり、3人で一組だったりする。また、内部立入調査の時には班の人数を3人から2人にしたという記述もある。班の人数についても様々なケースがあることがわかるような書きぶりの方がよいのではないか。
- 調査中に被災者の話を聞く役割も必要であることから、必ず2人以上で行かないといけない等、役割分担がわかるようなものがあると良い。
- 調査を行った自治体からは、悩んだ時に相談できる点でも1班には2人以上いることが重要であることを指摘されている。1人では不適切であるということがわかるように記述した方がよいのではないか。
- 自治体向け配布資料案と運用指針とのこれまでの経緯や関係性が記述されていない。運用指針が示された後、運用されていく中で様々な事例の集積ができたため、そうした事例を紹介するといった、この資料の背景となる文章が最初にあったほうがよい。
- 保険料の減免とあるが、何の保険かがわかりにくい。民間の保険ではなく、ここで述べているのは国や公共団体等の保険制度であることがわかるようにした方がよい。
- リ災証明書と支援策についての関係性をもう少し明確にした方がよいのではないか。被災者生活再建支援法による給付を受けるためにはリ災証明書の添付が必要になっているので、その点を明確にしてはどうか。
- リ災証明書に基づく様々な被災者支援策も掲載されているが、全てが法律に基づくものではないことから、法律に基づくものとそうでないものを分けたり、一般的にはこのような支援が想定されるといった注意書きを書いたほうがよい。
- 住民への広報という項目があるが、地元の建築士や工務店といった専門家にもPRすることが必要である。
- 事例と例示（案）で記載されている「専門家」というのは、建築士のことを指しているのか、或いは学識者や研究者、それとも調査方法に習熟した職員のことなのかわかりにくいので明確に区別した方がよい。
- 地方自治体で困っているのは、応急危険度判定とリ災証明（被害認定）との関係であり、現場でもトラブルが起きている状況がある。応急危険度判定、被害認定調査のいずれも実施すべきである中で、それらを具体的にどのようにするのかについての検討が必要である。
- 応急危険度判定士を集めて住家の被害認定の講習を行うとともに、応急危険度判定を実施する際に被害認定がわかる方も参加して、応急危険度判定の結果とは別に、建物が全壊なのかどうかということがわかるようにできないかと思っている。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当参事官補佐 椎名

TEL 03-3501-5191（直通）